

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和5年12月21日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 井伊 基之  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年12月28日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

## 接続約款新旧対照表 (2023/12/28 改正)

新		旧			
別表 2 接続形態 1 適用		別表 2 接続形態 1 適用			
区 分	内 容	区 分	内 容		
(1) 事業者の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	(1) 事業者の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		
	用 語		意 味	用 語	意 味
	発信事業者		利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者 <u>(ただし、2 - 3 表で規定する発信事業者はこの限りではありません。)</u>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者 <u>(ただし、2 - 3 表で規定する着信事業者はこの限りではありません。)</u>	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者		

## 接続約款新旧対照表 (2023/12/28 改正)

新	旧
<p><u>附 則 (令和 5 年 12 月 18 日経企第 3275 号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 28 日から実施します。</u></p>	